



Newsletter

Institute for Legal Studies

Kanagawa University

No.20

March, 2016

巻頭言

法学会活動の活性化を期して

坂本 宏志

平成26年4月より、法学会会長の任にあたることになった。この役職には、従来、法学部または法務研究科の重鎮とみられるような方々が就いてきたので、私のような者ではいかにも貫禄に欠けるが、引き受けた以上は仕方がない。まずは不手際のなきようにと考えていたが、最初の仕事から凡ミスを犯してしまった。ただ、これで腹が座ったようなところもあり、失敗を恐れずに取り組んでいこうと気持ちを切り替えた。

法学会では昨年度から新しい2つの事業がスタートしている。私の任務としては、これらを継承し発展させていかなければならない。その第1は、学生の懸賞論文である。今年度の応募論文は3本で、昨年度と同じ数だった。うち2本を優秀賞、1本を奨励賞としたが、これまた昨年度と同様に最優秀賞は該当なしとなった。今後の発展の方向づけとしては、まず、応募論文が増えて欲しい。次年度には、何か宣伝の方法を工夫すべきだろう。また、論文の水準も向上してもらいたい。こちらは何といても学生の努力にかかっているが、私たち教員も、論文指導のノウハウを蓄積することに努めたいところだ。

第2に、昨年度から、ゼミ合宿や調査旅行のための旅費補助を始めた。内容は、かかった交通費の2割相当を補助するというものである。今年度も相当の利用が行われており、制度として十分定着しつつあるということができる。課題としては、申請手続の簡素化をあげることができる。確かに、煩雑な手

続を省いて多くの利用を促すことには意味がある。しかし、公金を支出するものであるため、厳正なチェックが必要であることも当然だ。すでにくつかご提案も頂いているところだが、慎重に検討を進めていきたい。また、補助金額の算定についても昨年度来不安定なところが残っているが、これも具体的事例の蓄積を眺めつつ、少しずつルール作りを進めていきたい。

さて、今年度については、なにひとつ新しいことに手をつけることができずに終わり、たいへん残念に思っている。一応の腹案はあるので、来年度には実際に着手したい。考えていることは、法学部ゼミナール連合会の活性化である。10数年前くらいまでは、かなり活発に活動していた連合会だったが、現在は事実上存在していない。そこで、ぜひこれを復活させたいというわけだ。教員側がすべてお膳立てをするというような性質のものではないので、要となるのは自発的に勝つ熱心に活動してくれる学生の存在だ。私としては、少なくともゼミ代表を結集して組織化させるところまでは助力していきたいと考える。うまく組織化が叶えば、何をするかは学生たちの自由だ。法学会は主として金銭面で協力していくことになるであろう。かつてはゼミ対抗のスポーツ大会が開催されたこともある。ぜひ、フレッシュな感覚で、学生らしいそして法学部らしい活動を興してもらいたいものだ。

(法学部准教授、法学会会長)